

健康保険組合に関するよくあるご質問Q & A

組合会

- Q 組合会には、どのような権限がありますか。
- Q 理事長専決は、どのような場合に認められますか。

理事会

- Q 理事長を再任する場合に厚生局長へ届出する必要はありますか。

規約変更

- Q 新規適用（強制適用）事業所の編入については、いつ認可申請を行えばよいのでしょうか。

予算

- Q 介護勘定の支出に不足が生じた場合に一般勘定から繰入することができますか。
- Q 出納整理期間中（翌年の4月1日～5月31日）に予算変更することは可能ですでしょうか。

保険料率

- Q 介護保険料率を変更する場合に届出は必要ですか。

重要財産処分

- Q 土地・建物の重要財産を売却した場合、予算はどのように計上したらよいのでしょうか。
- Q 土地・建物の重要財産の売却にあたって不動産鑑定を行った場合、その費用はどのように予算計上したらよいのでしょうか。

その他

- Q 証明願と証明書は何部提出すればよいのでしょうか。
- Q 「組合管掌健康保険事業状況報告」（月報）の差替を送付する場合の注意点を教えてください。
- Q 調査票等作成支援システムにより作成した被保険者実態調査の調査票ファイルは、「T_R03_XX_ZZ.csv」と「T_R03_XX_ZZ_〇_〇〇〇〇_〇〇〇〇.csv」のどちらを提出すればよいのでしょうか。

組合会

Q 組合会には、どのような権限がありますか。

A 組合会は、組合の重要事項を決定する議決機関であり、組合会の議決事項は、法令で規定された事項の外、健康保険組合が規約に定めています。

Q 理事長専決は、どのような場合に認められますか。

A 健康保険法施行令第7条第4項に該当すると判断された場合は、その都度、理事長専決処分を行うことができます。

なお、同施行令第7条第5項により、理事長専決を行った事項については、次回組合会に報告し承認（組合会において必要となる議決数）を求めなければなりません。

理事会

Q 理事長を再任する場合に厚生局長へ届出する必要はありますか。

A 再任の場合も理事長就退任届出書により届出が必要です。

規約変更

Q 新規適用（強制適用）事業所の編入については、いつ認可申請を行えばよいのでしょうか。

A 新規適用の日以後に速やかに申請してください。

認可の効力は、原則、認可日以降に生じる場所ですが、新規適用（強制適用）事業所の編入の場合は新規適用の日に遡及することとなります。

規約の附則は「この規約は、認可の日から施行し、令和〇年〇月〇日から適用する。」と記載してください（令和〇年〇月〇日には新規適用の日を記載。）。

予算

Q 介護勘定の支出に不足が生じた場合に一般勘定から繰入することができますか。

A 介護保険料率の変更が困難かつ予備費を計上していないような場合については、準備金からの繰入を行い、それでもなお不足が生ずる場合においては一般勘定からの繰入を行うこととなります。

準備金からの繰入や一般勘定からの繰入を行う場合は、予算変更の届出が必要です。

なお、一般勘定より受け入れた額は、次年度以降すみやかに一般勘定に返還しなければなりませんので、返還額を上乗せした保険料率の設定を行う必要があります。

Q 出納整理期間中（翌年の4月1日～5月31日）に予算変更することは可能でしょうか。

A 出納整理期間中に予算変更することはできません。

出納整理期間は、会計年度末（3月31日）までに確定した債権・債務について、現金による整理を行うために設けられた期間であり、予算変更等のために設けられたものではありません。

予算変更の届出については、原則、会計年度内（4月1日～3月31日）に行ってください。

保険料率

Q 介護保険料率を変更する場合に届出は必要ですか。

A 予算の届出にあわせて介護保険料率変更の届出を行う場合は、収入支出予算概要表（介護保険分）（その5）をもって取り扱うこととされておりますので介護保険料率の変更に係る届出書を別に作成する必要はありません。

なお、年度の途中で介護保険料率の変更を行う場合は、一般保険料率変更の場合に準じた書式により、届出を行う必要があります。

重要財産処分

Q 土地・建物の重要財産を売却した場合、予算はどのように計上したらよいのでしょうか。

A 売却する土地・建物を、準備金として保有する場合と、その他財産として保有する場合で、計上する科目が異なります。

準備金で保有している場合は、原則として収入の部の（款）「繰入金」（項）

「準備金繰入」(目)「準備金不動産売払分繰入」、支出の部の(款)「積立金」(項)「積立金繰入」(目)「準備金不動産売払分繰入」に計上してください。

また、その他の財産として保有している場合については、収入の部の(款)「雑収入」(項)「不用財産等売払代」(目)「不用財産売払代」に計上してください(支出の計上は不要です。)

なお、重要財産処分については認可を要することとされており、認可申請前に事前協議をお願いしています。重要財産処分を検討される場合は、近畿厚生局保険課に予めご相談ください。

Q 土地・建物の重要財産の売却にあたって不動産鑑定を行った場合、その費用はどのように予算計上したらよいのでしょうか。

A 支出の部の(款)「営繕費」(項)「〇〇営繕費」(目)「雑費」に計上することとなります。

(例) 保養所の用に供する土地・建物の場合

(款)「営繕費」

(項)「保養所営繕費」

(目)「雑費」

その他

Q 証明願と証明書は何部提出すればよいのでしょうか。

A 証明願は1部、証明書は提出先への必要部数と厚生局控え1部が必要です。

なお、提出先が複数ある場合、証明願及び厚生局の控えには提出先全てを列記してください。

詳細は「認可申請書等様式例 6. 証明願」を参照してください。

Q 「組合管掌健康保険事業状況報告」(月報)の差替を送付する場合の注意点を教えてください。

A 提出ファイル名の後ろに「差替分」と記載してください。

具体的には、CSV形式のファイル名を「〇-〇〇〇〇△△△△年××月分(差替分□).csv」とし、□には差替回数を記載してください。

Q 調査票等作成支援システムにより作成した被保険者実態調査の調査票ファイルは、「T_R03_XX_ZZ.csv」と「T_R03_XX_ZZ_O_0000_0000.csv」のどちらを提出すればよいのでしょうか。

A 「T_R03_XX_ZZ.csv」を提出してください。

なお、調査票等作成支援システムにより調査票等を作成した場合、「T_R03_XX_ZZ.csv」(添付書・調査票)と「T_R03_XX_ZZ_O_0000_0000.csv」(被保険者証記号・番号対応リスト)の2つのcsvファイルが作成されます。(被保険者証記号・番号対応リスト)は疑義照会に必要なため、報告書が公表されるまでの概ね1年程度保管してください。